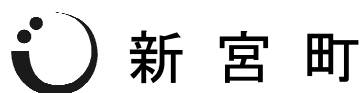


第 1 次新宮町男女共同参画基本計画



平成 26 年 3 月



は じ め に

近年、少子高齢化、不安定な経済状況など、私たちを取り巻く社会・経済情勢は急速に変化しています。その変化に対応しながら活力ある豊かな社会を実現するためには、仕事、家庭、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、すべての人が生き生きと活躍でき、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の実現が求められています。



そのような中、本町では平成 23 年 3 月に策定した「第 5 次新宮町総合計画」において男女共同参画の社会づくりを掲げ、今回、男女共同参画を推進する施策の基本となる「第 1 次新宮町男女共同参画基本計画」を策定しました。この基本計画は、女性も男性もすべての町民がそれぞれの個性や能力を発揮でき、お互いが支えあい、尊重しあえる社会をめざしています。

今後は、この基本計画をもとに、町民、地域、企業、行政などによる協働、協力のもと、男女共同参画社会の形成に向け積極的に取り組んでいきたいと考えています。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました新宮町男女共同参画基本計画策定検討委員会の委員の皆様をはじめ、町民意識調査やパブリックコメントにご協力いただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

平成 26 年 3 月

新宮町長 長 崎 武 利

《 目 次 》

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の背景	2
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	4
第2章 新宮町の男女共同参画の現状と課題	5
1 男女共同参画の意識について	5
2 あらゆる場における男女共同参画について	8
3 男女間における暴力について	13
4 男女共同参画の実現に向けて力を入れるべきこと	15
第3章 計画の基本的な考え方	16
1 計画の基本理念	16
2 計画の基本目標	17
3 計画の体系	18
第4章 計画の内容	19
基本目標 1 男女共同参画の意識づくり	19
基本目標 2 男女がともに参画し、支えあう環境づくり	23
基本目標 3 男女が安心して健やかに暮らせる生活への支援	27
第5章 計画の数値目標	30
第6章 計画の推進体制	31
1 推進体制の整備	31
2 連携体制の整備	31
3 計画の進捗管理	31

資 料 編 32

1	計画策定体制	32
2	計画策定の経緯	33
3	策定検討委員会設置規程	34
4	検討委員会委員及び専門委員名簿	38
5	新宮町男女共同参画推進条例	39
6	男女共同参画社会基本法	44
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	49
8	用語解説	61

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法」では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

これまで我が国では男女共同参画社会の実現に向け、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）や、「男女共同参画社会基本法」の制定のほか、「女子差別撤廃条約」の批准など国際社会における取り組みとも連動しながら、さまざまな取り組みが進められてきました。

また、近年の男女共同参画を取り巻く状況は、男女間の暴力に関すること（平成 25 年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）の改正）や、ワーク・ライフ・バランスに関すること（平成 19 年、「仕事と生活の調和憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定）などの新たな課題や取り組みも現れています。

このように、男女共同参画社会の実現に向けた法律、制度等は整備されつつありますが、固定的性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行・慣習は根強く残っており、政策・方針決定過程への参画、職場における能力発揮、男女間のさまざまな暴力など、いまだ課題が多く残されています。

さらに、少子高齢化や人口減少、不安定な経済状況などを背景とし、これからの活力あるまちづくりのためには、男女のへだたりなく、地域や暮らしの中でさまざまな人が力を合わせる必要があります。

このような流れを受け、男女がともに尊重し合い、支えあい、あらゆる分野で個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな施策を総合的かつ計画的に進めていくため、「第1次新宮町男女共同参画基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の背景

(1) 世界の動き

年	内 容
1975 年 (昭和 50 年)	国連は 1975 年(昭和 50 年)を「国際婦人年」とし、女性の自立と地位向上をめざして国際的に取り組むことを宣言しました。同年、メキシコシティにおいて開催された「国際婦人年世界会議(第1回女性会議)」では、「平等(男女平等の促進)・開発(経済、社会、文化の発展への女性の参加の確保)・平和(国際友好と協力への貢献)」の3つの目標達成に向けて「世界行動宣言」を採択しました。
1976 年 (昭和 51 年)	「世界行動宣言」の採択を受け、国連は、1976 年(昭和 51 年)から 1985 年(昭和 60 年)までの 10 年間を「国連婦人の 10 年」と定め、女性に対するあらゆる差別をなくすための積極的な活動を展開する期間とし、加盟国に対して「世界行動計画」の推進を呼びかけました。
1979・1980 年 (昭和 54・55 年)	「国連婦人の 10 年」がスタートして4年目の 1979 年(昭和 54 年)、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)が採択され、「人権尊重」と「男女の権利の平等」の理念が再確認されました。 翌 1980 年(昭和 55 年)には「国連婦人の 10 年中間年世界会議(第2回女性会議)」(コペンハーゲン)において、「国連婦人の 10 年後半期行動プログラム」が採択されるとともに、女子差別撤廃条約の署名式が行われました。
1985 年 (昭和 60 年)	「国連婦人の 10 年最終年世界会議(第3回女性会議)」(ナイロビ)において 10 年間の取り組みの成果を評価し、2000 年(平成 12 年)に向けてのガイドラインとして「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。
1993 年 (平成 5 年)	第 48 回国連総会において「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択され、その前文では、女性への暴力は人権の侵害であり、男女間の歴史的不平等な力関係の現れであることなどが明記されました。
1995 年 (平成 7 年)	「第4回世界女性会議」(北京)において「女性の権利は人権」を明記した「北京宣言」と、2000 年(平成 12 年)に向けて世界的に取り組むべき優先課題を盛り込んだ「行動綱領」が採択されました。
2000 年 (平成 12 年)	ニューヨーク国連本部において「女性 2000 年会議」が開催され、北京行動綱領の完全実施に向けた決意を表明する「政治宣言」と行動綱領のさらなる実践促進を盛り込んだ「成果文書(更なる行動とイニシアティブに関する文書)」が採択されました。
2005 年 (平成 17 年)	行動綱領や成果文書の評価・見直しを目的とした「国連婦人の地位委員会(北京+10)」が開催され、これまでの男女平等に関する達成事項を歓迎するとともに、完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める宣言が採択されました。

2010年 (平成22年)	「国連婦人の地位委員会（北京＋15）」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」や「女性2000年会議成果文書」の実施状況が協議され、一層の取り組みを求める宣言が採択されました。
2011年 (平成23年)	既存のジェンダー関連4機関であるジェンダー問題事務総長特別顧問室（OSAGI）、女性の地位向上部（DAW）、国連婦人開発基金（UNIFEM）、国際婦人調査訓練研修所（INSTRAW）を統合し、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」が発足されました。

（２）国の動き

年	内 容
1975年 (昭和50年)	「国際婦人年」を契機に、「婦人問題企画推進本部」が設置されました。
1977・1981年 (昭和52・56年)	1977年（昭和52年）、向こう10年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにした「国内行動計画」が策定され、1981年（昭和56年）にはその目標設定のため「国内行動計画後期重点目標」が策定されました。
1985年 (昭和60年)	「男女雇用機会均等法」の制定をはじめとする法律・制度の整備を行うとともに、国連で採択された「女子差別撤廃条約」を批准しました。
1987・1991年 (昭和62・平成3年)	1987年（昭和62年）に「ナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。1991年（平成3年）には、この計画が見直され、あらゆる分野に男女が平等に共同して参画する「男女共同参画型社会の形成」をめざし、積極的な施策が推進されることになりました。
1994年 (平成6年)	政府は「婦人問題企画推進部」を「男女共同参画推進本部」へ改め、総理府に「男女共同参画室」を設置するとともに、「男女共同参画審議会」を設置しました。
1996年 (平成8年)	「北京宣言及び行動綱領」を受けて、男女共同参画審議会では「男女共同参画2000年プラン」を策定し、21世紀初頭を目標とした施策の方向性が示されました。
1997年 (平成9年)	「男女雇用機会均等法」の改正が行われ、育児・介護休業制度の見直しや、新たにセクシュアル・ハラスメントに関する規制等が盛り込まれました。
1999・2000年 (平成11・12年)	1999年（平成11年）には男女共同参画社会の形成に関する基本理念や、国、地方公共団体、国民の責務等を定めた「男女共同参画社会基本法」が施行され、これに基づき、2000年（平成12年）に「男女共同参画基本計画（第1次）」が策定されました。
2001年 (平成13年)	内閣府に「男女共同参画会議」と「男女共同参画局」が設置され、「男女共同参画週間」を設ける等、国民に対する啓発の取り組みが強化されました。また、「DV防止法」が施行されました。
2005年 (平成17年)	「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定され、10の重点目標が掲げられました。
2010年 (平成22年)	「男女共同参画基本計画（第2次）」が見直され、「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

(3) 福岡県の動き

年	内 容
1978・1979年 (昭和53・54年)	国際社会の動きや国の施策に対応して、1978年(昭和53年)「婦人関係行政推進会議」と「福岡県婦人問題懇話会」が、1979年(昭和54年)には「婦人対策室」が設置されました。
1980・1986年 (昭和55・61年)	1980年(昭和55年)、総合的な施策を推進するために「婦人問題解決のための福岡県行動計画」を策定し、1986年(昭和61年)には「第2次福岡県行政計画」を策定、同年、「婦人対策室」が「婦人対策課」に組織的に改編されました。
1996年 (平成8年)	「第3次福岡県行動計画」が策定され、拠点施設として「福岡県女性総合センター」(現「福岡県男女共同参画推進センターあすばる」)が開館されました。
2001・2002年 (平成13・14年)	2001年(平成13年)「男女の人権の尊重」「個人としての能力発揮の機会の確保」「あらゆる分野における対等な構成員としての参画の機会の確保」を3つの基本理念とする「福岡県男女共同参画推進条例」が制定されました。2002年(平成14年)この条例に基づいて「福岡県男女共同参画計画」が策定されました。
2006年 (平成18年)	DV防止法に基づく「福岡県配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する基本計画」の策定、また、国の「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定を受け、「第2次福岡県男女共同参画計画」が策定されました。
2011年 (平成23年)	「第2次福岡県男女共同参画計画」及び「福岡県配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する基本計画」が見直され、「第3次福岡県男女共同参画計画」の策定及び「福岡県配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する基本計画」が改定されました。

3 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、新宮町の施策の方向と推進のための方策を明らかにしたものです。また、「男女共同参画社会基本法」に定められた市町村男女共同参画計画、「DV防止法」に定められた市町村基本計画として位置づけます。

本計画の策定にあたっては、町の最上位計画である「第5次新宮町総合計画」をはじめ、他の関連計画及び国・福岡県の関連計画との整合を図ります。

4 計画の期間

本計画の期間は、2014年度(平成26年度)から2018年度(平成30年度)までの5か年とします。ただし、国内外の動向や社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを検討します。

第2章 新宮町の男女共同参画の現状と課題

本計画の策定にあたり実施した「町民意識調査※¹」及び「団体ヒアリング調査※²」の結果から、男女共同参画に関する新宮町の現状・課題として、以下のようなものがあげられます。

1 男女共同参画の意識について

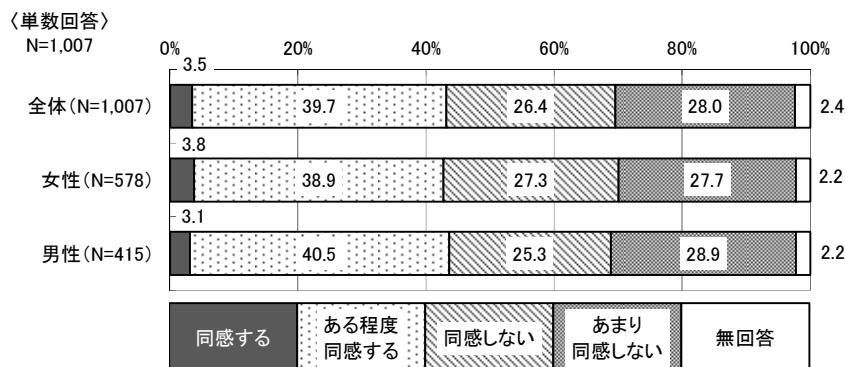
町民意識調査の結果をみると、「男は仕事、女は家庭」という考えについて全体の43.2%が同感する結果となっており、依然として固定的性別役割分担意識が残っている現状がうかがえます。

また、各分野における男女の地位については、「学校教育の場で」は「平等」との回答が67.6%と比較的多いものの、それ以外は『男性優遇（「どちらかといえば男性の方が優遇されている」「男性の方が優遇されている」の合計）』が多くなっています。特に、「社会通念・慣習・しきたりなどで」は「平等」が10.7%となっており、全国調査※³や県民調査※⁴と比較しても少なくなっています。

さらに、男女共同参画に関する言葉の認知状況についても、「男女共同参画社会」「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」「ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）」を知っているとの回答は2～3割程度となっており、十分に認知されていないことがうかがえます。

団体ヒアリング調査の結果からは、男女共同参画という言葉がわかりにくく理解できていないことや、意識が希薄であること、情報の不足などが指摘されています。男女共同参画の実現にあたっては、誰もがその必要性を認識し意識を高めていくことが最も重要です。今後、あらゆる機会を捉えて、教育・啓発活動を進め、男女共同参画の意識を育んでいくことが必要となります。

■「男は仕事、女は家庭」という考え方について、どの程度同意するか



資料：新宮町人権に関する町民意識調査 結果報告書

※¹ 町民意識調査：新宮町人権に関する町民意識調査（平成24年7月調査）

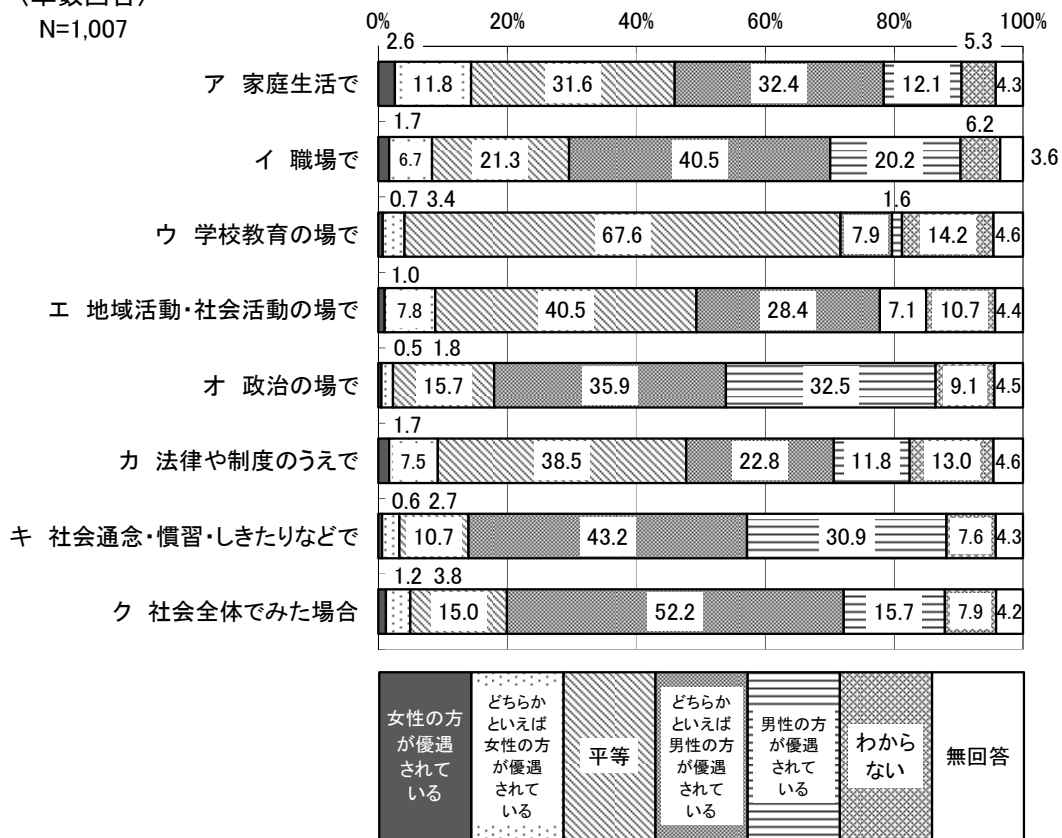
※² 団体ヒアリング調査：検討委員会委員の所属団体においてヒアリングシート記入による調査（平成25年11月調査）

※³ 全国調査：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成24年10月調査）

※⁴ 県民調査：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（平成21年5月調査）

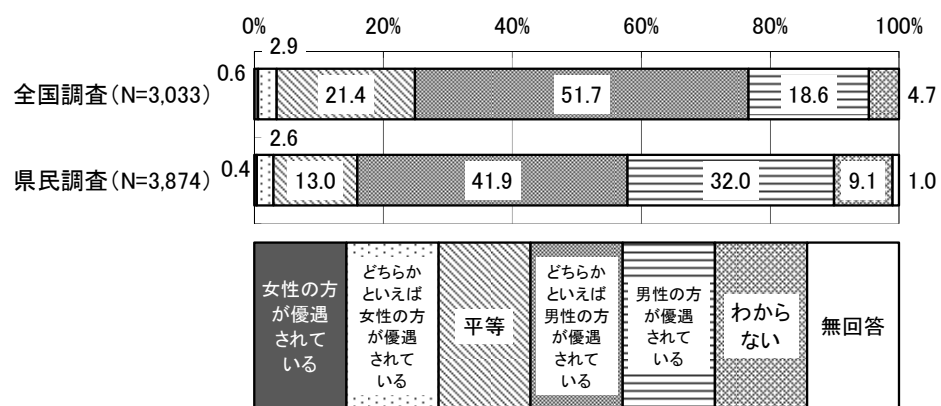
■各分野で、男女の地位は平等になっていると思うか

〈単数回答〉
N=1,007

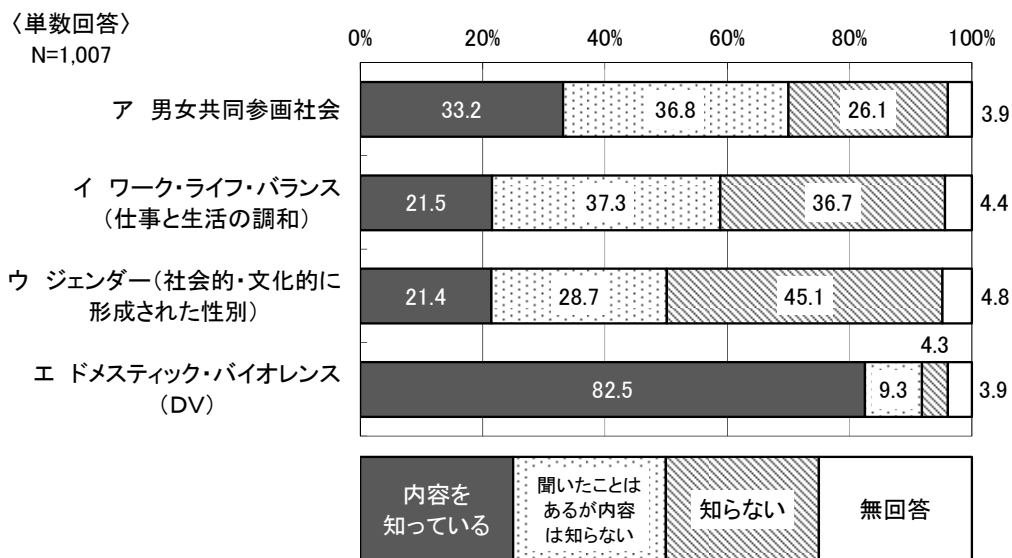


資料：新宮町人権に関する町民意識調査 結果報告書

《社会通念・慣習・しきたりなどで（全国調査・県民調査）》



■次にあげる言葉について、どの程度知っているか



資料：新宮町人権に関する町民意識調査 結果報告書

＜団体ヒアリング調査結果から＞

- 男女共同参画という言葉がかたすぎて意識を素通りしてしまう。具体的に何なのかもっとわかりやすい表現にしてもらえると興味を持つのではないかな。
- 何に共同参画するのか理解できていないのでは。
- 男女共同参画社会実現へ向けての意識が希薄のような気がする。
- 情報の発信が不足している。
- 教育の中で、男女共同参画に関する意識づけはとても大事なことだ。
- 専門家による講義及び事例、活発に活動している団体の紹介や研修等の必要性を感じる。
- 役割分業意識を助長するようなパンフレット等の表示があるように思う。

2 あらゆる場における男女共同参画について

(1) 働く場や家庭における男女共同参画

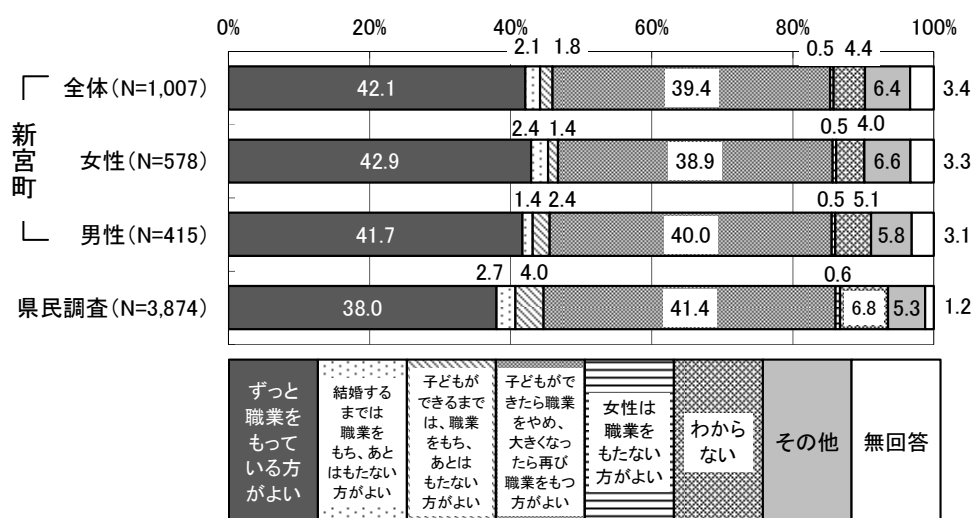
町民意識調査の結果をみると、一般的に女性が職業をもつことについては「ずっと職業をもっている方がよい」との考えが全体の42.1%を占めており、県民調査と比較しても多くなっています。一方、結婚や出産など何らかの理由で職業をやめる、または女性は職業をもたない方がいいと回答した人について、その理由を尋ねたところ、「育児休業などの仕事と家庭が両立できる制度があっても、それを利用できる職場の雰囲気でないから」や「現在ある仕事と家庭が両立できるための制度だけでは不十分だから」が多く、女性が仕事を継続していくためには、仕事と家庭の両立が大きな課題であることがわかります。

女性が職業をもち、働き続けるために必要だと思うことについては、「育児休業や短時間勤務制度など、多様な働き方の見直しを進める」「結婚したり出産したりすると勤めにくいような職場風土を改める」など、職場環境の改善が特に求められており、次いで「結婚・出産・介護などの都合でいったん退職した女性のための再雇用制度を普及、促進する」と続いています。

女性の社会進出が進む中、自らの意志・選択に応じて働くためには、労働環境や職場風土など働きやすい環境づくりはもちろんのこと、女性の再雇用についても支援していく必要があります。

また、団体ヒアリング調査の結果で意見があがっているように、育児等への父親の参加は増えている状況がうかがえるものの、女性が仕事と家庭を両立するためには、男性の家庭責任への意識が欠かせません。公的な両立支援とあわせ、家庭内における男女共同参画意識をつくっていくことが重要です。

■一般的に女性が職業をもつことについて、どう考えるか

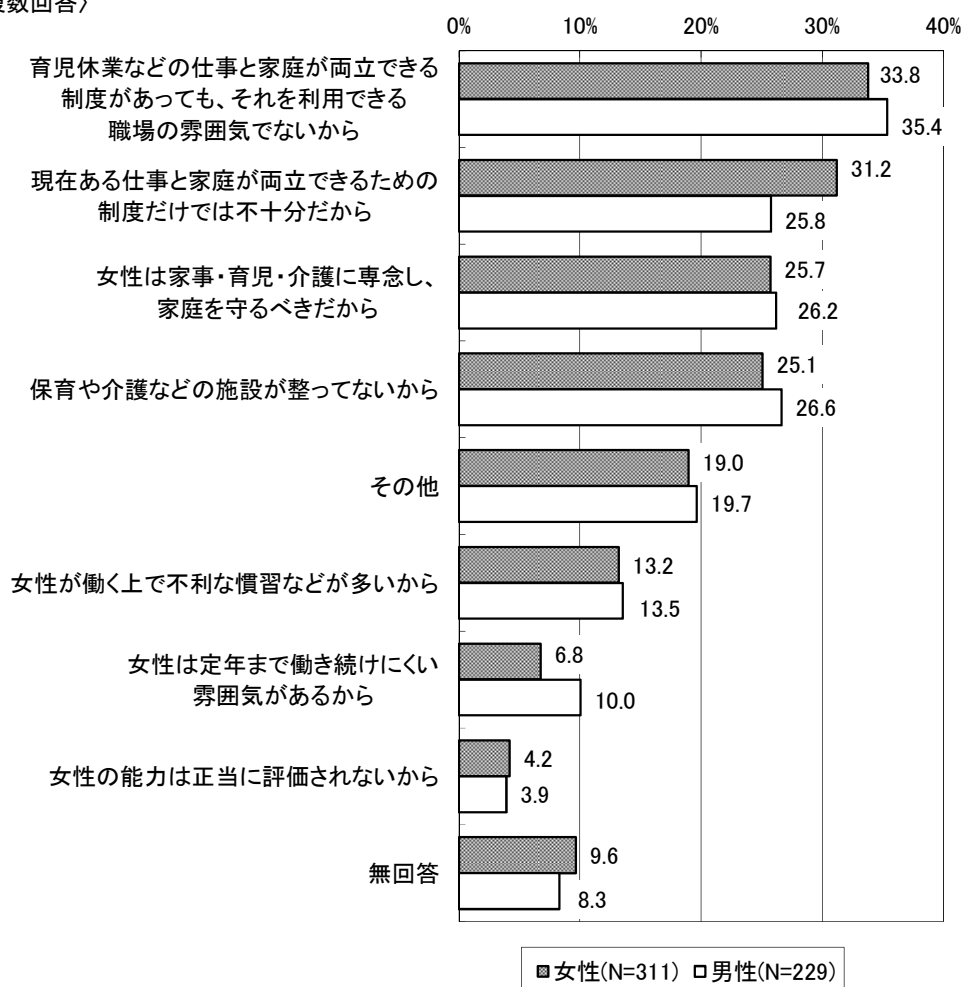


資料：新宮町人権に関する町民意識調査 結果報告書

■（一般的に女性が職業をもつことについて「ずっと職業をもっている方がよい」以外の回答をした方に）

そう思う理由は何か

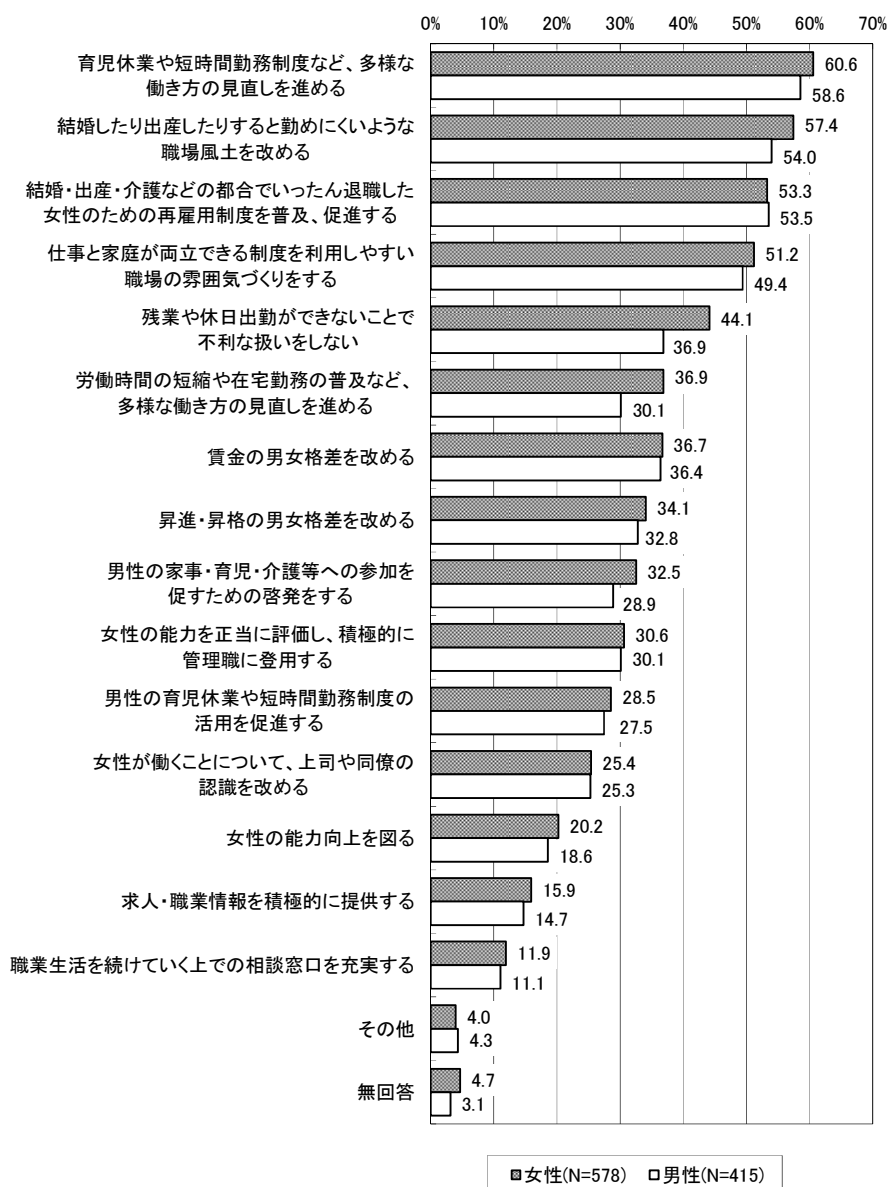
〈複数回答〉



資料：新宮町人権に関する町民意識調査 結果報告書

■女性が職業をもち、働き続けるためにはどのようなことが必要だと思うか

〈複数回答〉



資料：新宮町人権に関する町民意識調査 結果報告書

＜団体ヒアリング調査結果から＞

- ・昔は、育児は母親の役目だったが、現代は区別なく父親も助けている。
- ・学校の参観や本の読み聞かせ等、どちらかといえば母親が担ってきたものでも、父親が参加することが増えてきたように思う。
- ・「法律に触れさえしなければいい」ということではなく、女性が普通に働ける職場をめざして雇用管理上どう対応すべきか。
- ・女性が働きやすい職場環境であるか。
- ・女性の自立は、パートナーの協力なしには実現できない。
- ・女性の自立に向けた社会教育システムの確立（地場企業への教育）が必要。

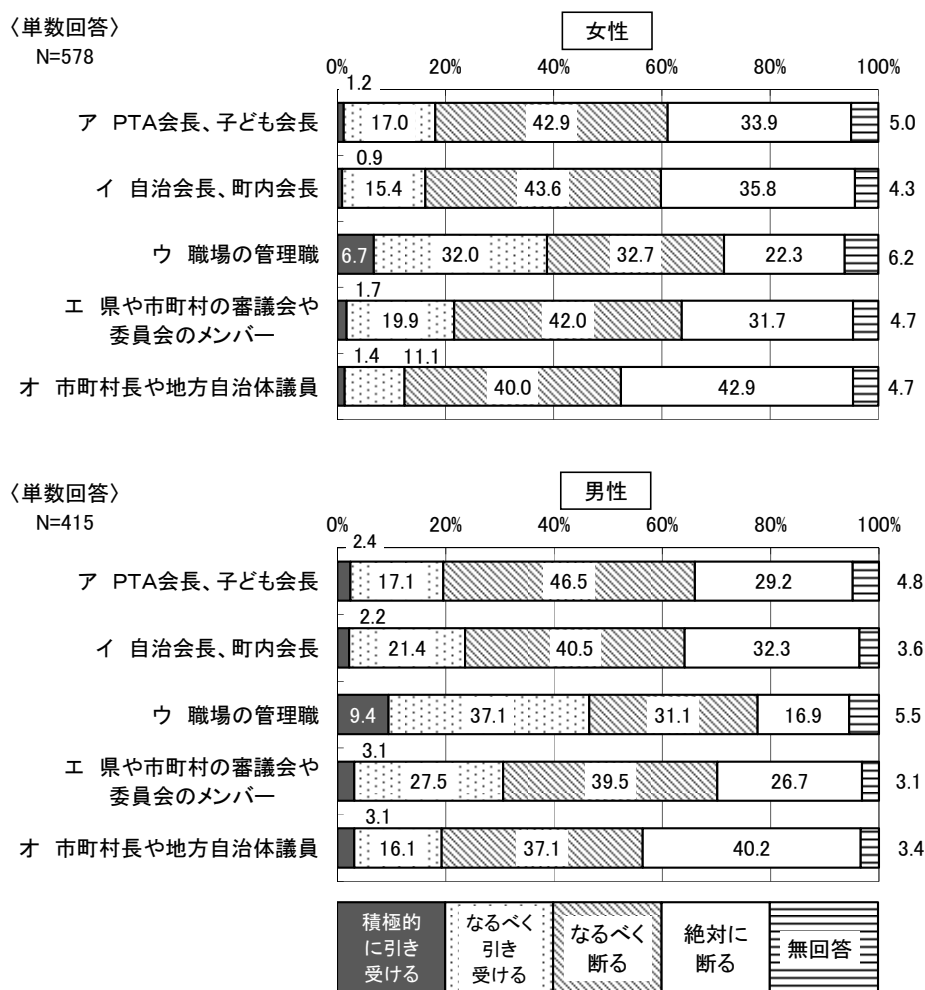
(2) 地域における男女共同参画

町民意識調査の結果をみると、役職・公職への就任や立候補を依頼されたらどうするかとの問いには、男性より女性で『断る（「なるべく断る」「絶対に断る」の合計）』が多く、その理由としては「知識や能力の面で不安があるから」「責任が重たいから」「時間的な余裕がないから」が主となっています。

また、団体ヒアリング調査の結果では、社会活動や地域活動において男性の参加が限られていることや、男性の地域活動への参加促進が必要との意見があがっています。

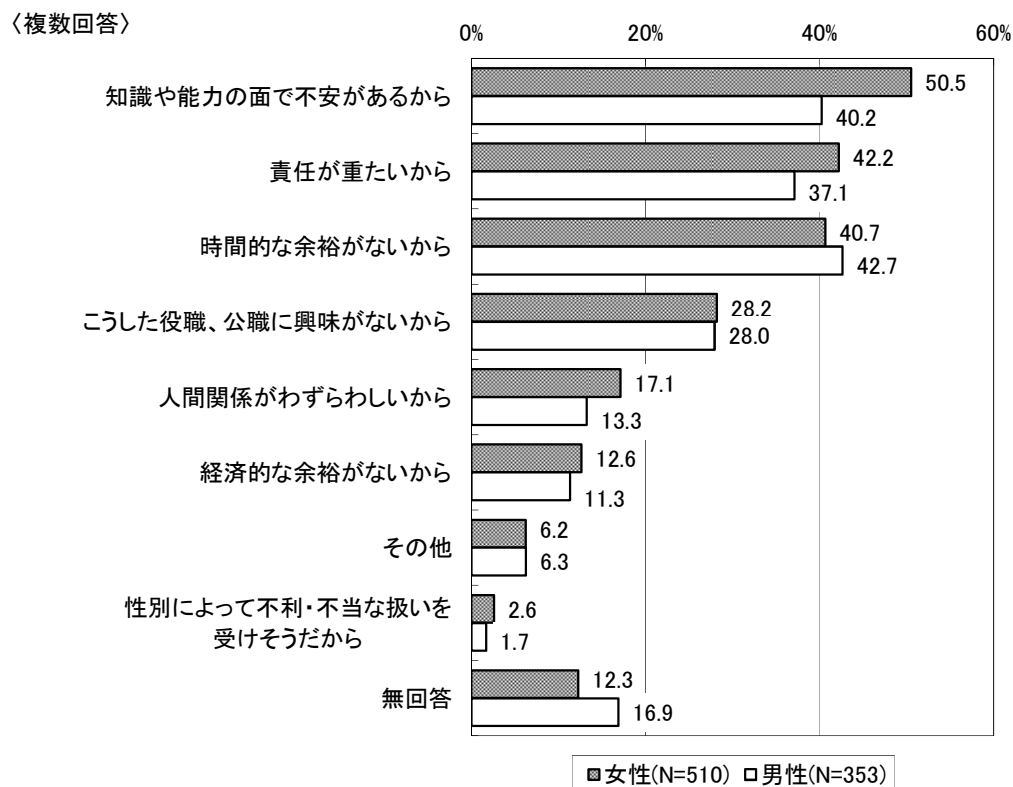
これまで以上に活発な地域活動を行っていくためには、従来の慣行やしきたりにとらわれず、男女がともに地域づくりを担っていく必要があります。そのため、地域活動のあらゆる場において男女共同参画の視点をもち、地域における男女共同参画を推進していくことが重要です。

■仮にあなたが、次のような役職・公職への就任や立候補を依頼されたらどうするか



資料：新宮町人権に関する町民意識調査 結果報告書

■（役職・公職を「なるべく断る」「絶対に断る」と回答をした方に）断る理由は何か



資料：新宮町人権に関する町民意識調査 結果報告書

＜団体ヒアリング調査結果から＞

- ・新宮町にはアパートやマンションが続々と建設され、人口も増加している（特に若年層）。自治会やコミュニケーションの場では女性が多く参加し、男性の参加は少ない。
- ・男性が参加する場面が限られていることが多い。
- ・男性の地域活動参加を促すような仕組みが必要な気がする。
- ・男の料理教室、おやじ塾のような男の人を地域にひっぱりだす取り組みをやればいいと思う。
- ・各種団体においても男性・女性の分担が決められている実態が見受けられる。
- ・男女とも意識の改革と共通の意識を共有することが必要である。特に、女がでしゃばって、と女性自身の意識が強い。
- ・団体活動の門戸は常時開けているが、子育て、毎日の家事、特に炊事を理由に、女性が進出しない。
- ・男性及び家族の理解と協力が必要である。

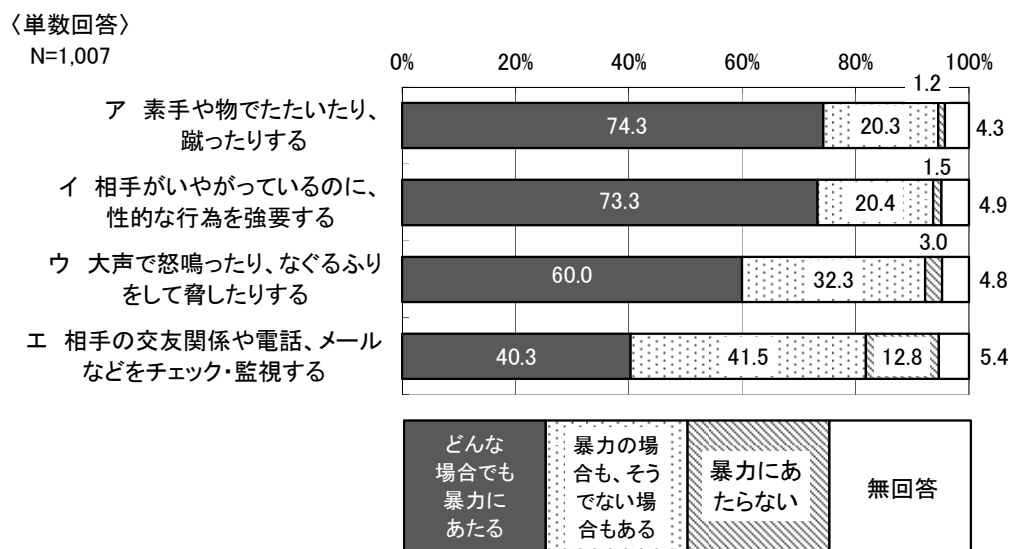
3 男女間における暴力について

町民意識調査の結果をみると、「素手や物でたたいたり、蹴ったりする」や「相手がいやがっているのに、性的な行為を強要する」については、「どんな場合でも暴力にあたる」との回答が7割にとどまり、「暴力の場合も、そうでない場合もある」も2割程度あり、暴力への認識はまだ不十分です。

また、これまでの配偶者や交際相手からの暴力被害については、「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力を受けた」や「人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた」が多くなっています。女性に限らず、男性も『被害を受けた（「何度もあった」「1、2度あった」の合計）』との回答が2割程度となっていますが、団体ヒアリング調査の結果で意見があがっているように、女性に対する暴力は重大な人権侵害であるという認識のもと、その対策が求められるところです。

ドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめとする男女間の暴力行為は、重大な人権侵害であり許されるものではありません。その認識のもとに、暴力の未然防止及び被害者の支援体制の充実が今後必要となります。

■次のことが夫婦や交際相手の間で行われた場合、暴力だと思うか



資料：新宮町人権に関する町民意識調査 結果報告書

■次のことを、これまでに配偶者や交際相手から受けたことがあるか

項目	性別	1 何度もあった	2 1・2度あった	3 まったくない	4 無回答
ア なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力を受けた	女性(N=578)	2.8%	18.5%	70.9%	7.8%
	男性(N=415)	3.1%	14.2%	76.9%	5.8%
イ 人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた	女性(N=578)	6.6%	14.2%	70.8%	8.5%
	男性(N=415)	5.1%	12.5%	75.9%	6.5%
ウ あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた	女性(N=578)	1.0%	4.0%	86.9%	8.1%
	男性(N=415)	1.2%	4.6%	88.2%	6.0%
エ いやがっているのに性的な行為を強要された	女性(N=578)	1.4%	8.1%	81.7%	8.8%
	男性(N=415)	1.7%	5.8%	85.3%	7.2%
オ 意思に反して避妊を拒否された	女性(N=578)	1.0%	2.8%	85.8%	10.4%
	男性(N=415)	0.2%	2.7%	87.2%	9.9%
カ 意思に反して中絶を強要された	女性(N=578)	0.3%	1.7%	87.4%	10.6%
	男性(N=415)	0.0%	1.9%	87.2%	10.8%

資料：新宮町人権に関する町民意識調査 結果報告書

＜団体ヒアリング調査結果から＞

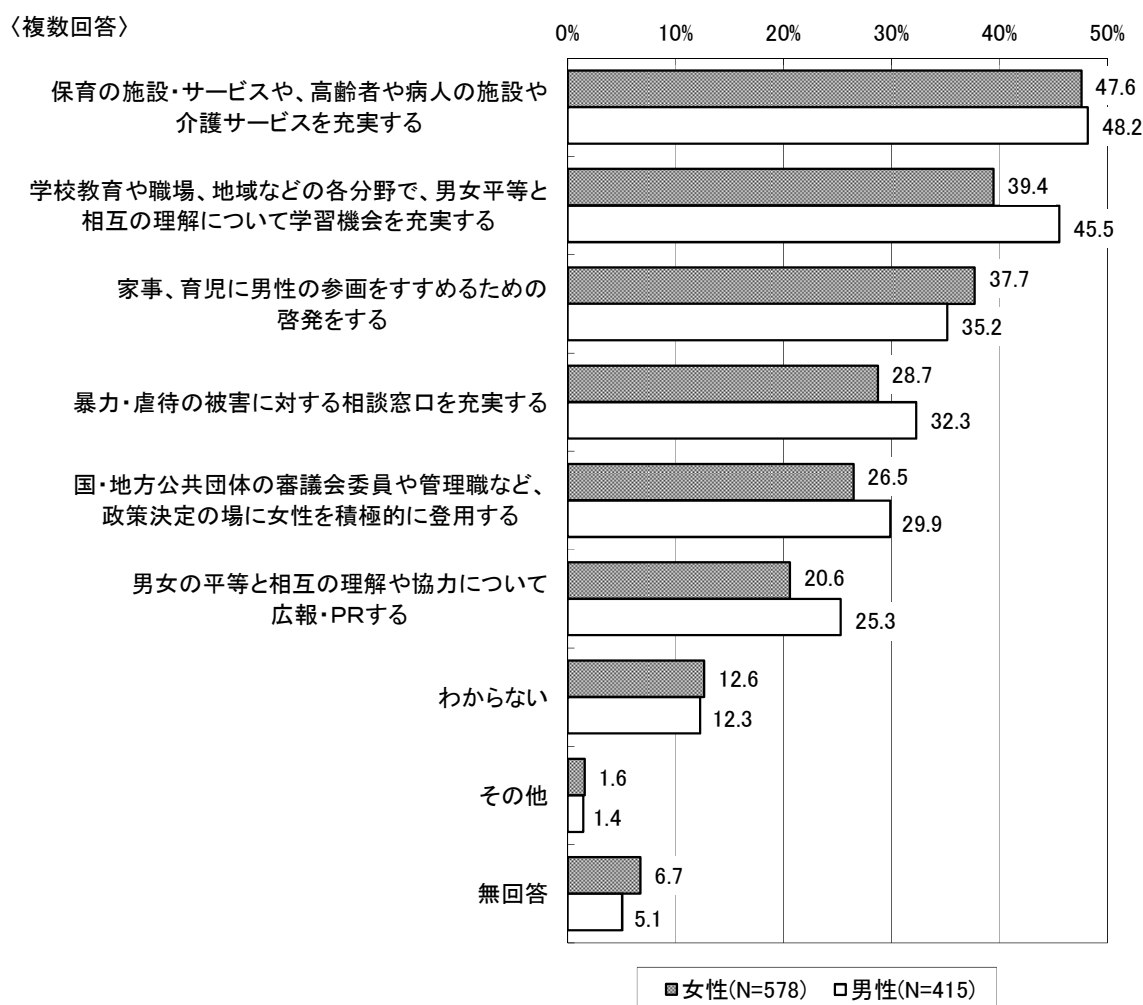
- ・女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重大な課題である。
- ・社会全体の問題として関係機関の連携が必要と思う。

4 男女共同参画の実現に向けて力を入れるべきこと

町民意識調査の結果をみると、「男女共同参画社会」を実現するために、今後行政が力を入れていくべきことについては、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」が男女ともに最も多くなっています。前述のとおり、女性がずっと職業をもつことへの賛成意見が多く、また、仕事と家庭の両立が大きな課題となっている中では、それを支える各種サービス・公的支援の重要性が高まっていると考えられます。

次いで、「学校教育や職場、地域などの各分野で、男女平等と相互の理解について学習機会を充実する」や「家事、育児に男性の参画をすすめるための啓発をする」も多いことから、あらゆる場・機会を捉えて教育・啓発を進めていくことが求められます。

■「男女共同参画社会」を実現するために、今後、行政が力を入れていくべきこと



資料：新宮町人権に関する町民意識調査 結果報告書

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

男女が互いにその人権を尊重し、責任も分かち合い、性別にかかわらず自らの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現にあたっては、すべての人が協力し合い、その形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進していくことが重要です。

今後、新宮町において男女共同参画のまちづくりを進めていくうえでの基本的な考え方を、以下のように8つの基本理念として掲げます。本計画においても、この基本理念に基づき、男女共同参画の推進を図ることとします。

8つの基本理念

- (1) すべての人の個人としての尊厳が重んじられ、性による直接的又は間接的な差別的取扱いを受けることなく、社会のあらゆる分野でその能力を発揮する機会が均等に確保されるなど、すべての人の人権が尊重されること。
- (2) 固定的性別役割分担意識を反映した社会制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらがすべての人の社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことのないように配慮すること。
- (3) すべての人が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) すべての人が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会のあらゆる分野における活動に平等に参画し、両立できるよう配慮されること。
- (5) すべての人は、生涯にわたり対等で安全な環境の下で健康な生活を営み、相互の性について理解を深めるとともに、妊娠、出産等、性と生殖に関して、個人の意思が尊重されること。
- (6) 学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、人権教育及び男女平等教育を推進すること。
- (7) ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメント等の性による人権侵害は、社会的な構造が背景にあることの認識の下に、根絶させること。
- (8) 男女共同参画社会の形成は、国際社会における取組と密接な関係を有しているため、国際的な理解及び協調の下に推進されること。

さらに、本計画では、今後5か年の計画期間において男女共同参画を推進していくための目標（将来像）を以下のように設定し、その実現をめざします。

《将来像》

男女がともに輝き 支えあうまち 新宮

2 計画の基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて以下の3つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標1 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画社会の実現にあたっては、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、誰もが自分らしく生きることができるよう、男女共同参画について理解を深めることが最も重要であるといえます。

そのため、男女共同参画に関する啓発活動とともに、就学前教育から学校教育、社会教育まであらゆる世代に対して男女共同参画の視点に立った教育・学習を推進し、男女共同参画の意識を育みます。

また、国際的協調の観点から、国際的取り組みの情報収集や国際的な視野に立った人材育成などの男女共同参画の推進を図ります。

基本目標2 男女がともに参画し、支えあう環境づくり

さまざまな場面で多様な価値観と発想が取り入れられることは、まちの活性化にもつながるため、政策や方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、地域活動や防災などの新たな分野における男女共同参画を推進します。

また、女性の社会進出が進む中では、働く場における男女共同参画や、男女がともに育児や介護等を支えあうことが重要であることから、男女が平等に意欲や能力に応じて働けるような環境づくりや、仕事と家庭・地域生活の両立に向けた支援の充実を図ります。

基本目標3 男女が安心して健やかに暮らせる生活への支援

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメントなど、性に起因する差別的な行為は人権侵害につながる許されない行為であるため、あらゆる暴力・性による差別的行為の根絶に向けて、その被害防止に向けた啓発や、被害者に対する支援体制の充実を図ります。

また、男女が互いの身体的特徴を十分に理解したうえで、生涯にわたり健やかに暮らすことは男女共同参画社会の形成にあたっての前提となることから、性に関する正しい知識の普及や男女の生涯を通じた健康を支援します。

さらに、ひとり親家庭や高齢者、障がい者などが複合的に困難な状況に置かれることなく、誰もが安心して暮らせるよう生活支援や環境整備を行います。

3 計画の体系

基本目標	基本施策	具体的な取り組み
1 意識 男女 づく 共同 参画 の	(1) 男女共同参画についての意識啓発	広報やホームページ等を活用した啓発
		男女共同参画に関する情報の収集・提供
		条例・計画の周知
		男女共同参画に関する職員研修の実施
		関連図書の収集、紹介
	(2) 男女の人権に関する教育・啓発	人権教育・啓発の推進
		男女の人権に関する相談支援
	(3) 男女共同参画を推進するための教育・学習機会の充実	男女共同参画の視点に立った保育・幼児教育の促進
		学校教育における男女共同参画の推進
		社会教育における男女共同参画の推進
	(4) 国際的な視野に立った男女共同参画の推進	国際的な取り組みの情報収集、提供
		国際的視野を持った人材の育成
2 支男 え女 あが うと 環も 境に づく 参画 り、	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	各種審議会等への女性委員登用の推進
		女性管理職の登用の促進
	(2) 働く場における男女共同参画の促進	働きやすい職場環境づくりに向けた啓発
		職員の育児休業・介護休業の取得推進
		農業における男女共同参画の促進
		女性の再就職に関する情報及び学習機会の提供
	(3) 仕事と家庭・地域生活の両立支援	ワーク・ライフ・バランス促進のための啓発
		男性の育児への積極的参加の促進
		保育サービスの充実
		介護保険事業・高齢者福祉サービスに関する相談体制の充実と介護負担の軽減
	(4) 地域における男女共同参画の促進	男女共同参画を推進する団体等との連携・支援
		地域活動や地域リーダーに対する男女共同参画の啓発
		防災における男女共同参画の推進
3 暮男 ら女 せが る安 生心 活し への 健 支 援 か に	(1) 男女間のあらゆる暴力の根絶	暴力等の被害防止に向けた啓発
		DV等に関する相談支援
		被害者に関する個人情報保護
		関係機関等との連携による被害者の早期発見
	(2) 生涯を通じた男女の健康支援	学校における生命尊重教育、性教育の推進
		出産、育児に関する学習会の実施
		出産、育児に関する相談支援
		生涯を通じた男女の健康増進
	(3) すべての人が安心して生活できる支援の充実	ひとり親家庭等への支援
		高齢者や障がい者等すべての人が安心して暮らせる環境整備

第4章 計画の内容

基本目標1 男女共同参画の意識づくり

（1）男女共同参画についての意識啓発

男女共同参画社会の実現のためには、住民一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、その視点に立って行動できることが重要となります。

町民意識調査の結果等からも、依然として固定的性別役割分担意識が残っていることや、男女共同参画についての認識が行き届いていないことがうかがえるため、今後はさまざまな機会や媒体を通じた情報提供及び啓発活動を積極的に行います。

NO.	具体的な取り組み	内容	担当課
1	広報やホームページ等を活用した啓発	男女共同参画に関する事業や情報を広報やホームページに、誰もが理解しやすい形で掲載し、住民意識の高揚を図ります。また、あらゆる機会をとらえて男女共同参画についての啓発を行います。	地域協働課
2	男女共同参画に関する情報の収集・提供	男女共同参画を効果的に推進するため、先進事例などの男女共同参画に関する資料や情報を収集・整理し、住民や職員に提供します。	地域協働課
3	条例・計画の周知	新宮町男女共同参画推進条例・新宮町男女共同参画基本計画の内容に関する広報やホームページへの掲載、計画概要版の活用などを通じて、条例及び計画の周知に努めます。	地域協働課
4	男女共同参画に関する職員研修の実施	固定的性別役割分担意識や社会慣行・慣習を見直し、男女がともに尊重し合い、支えあい、あらゆる分野で個性や能力が発揮できる社会の実現をめざすため、新宮町職員への研修を実施します。	総務課
5	関連図書の収集、紹介	男女共同参画について広く知ってもらうため、図書館で関係資料の収集を行います。また、男女共同参画に関わる国・県・町の取り組みに応じて特設コーナーを設けるなど、住民の意識啓発に努めます。	社会教育課

（2）男女の人権に関する教育・啓発

男女共同参画社会基本法の理念に男女の人権の尊重が掲げられているように、人権の尊重は男女共同参画社会を形成するための基本となります。

今後も、性差別を含むさまざまな人権問題の解消に向けて、住民が互いの人権を尊重できるように、人権教育・啓発を推進します。

NO.	具体的な取り組み	内容	担当課
1	人権教育・啓発の推進	「新宮町人権教育・啓発基本指針」に基づく各種教育・啓発の取り組みを通じて、住民の人権意識の向上を図り、性差別を含めたあらゆる差別の解消をめざします。	総務課 社会教育課
2	男女の人権に関する相談支援	男女の人権問題をはじめとするさまざまな問題を解決するため、毎月「心配ごと・福祉なんでも相談」を実施するとともに、専門員等による相談対応や関係機関の斡旋を行います。	総務課 健康福祉課

（3）男女共同参画を推進するための教育・学習機会の充実

男女共同参画社会の実現に向け、家庭や学校、地域等のあらゆる場における教育・学習が果たす役割は大変重要となっています。また、町民意識調査では、男女共同参画の実現に向けて行政が力を入れるべきこととして、男女平等と相互の理解についての学習機会の充実が多く求められています。

そのため、学校教育等の場で男女平等意識を育む教育を促進するとともに、家庭や地域においても男女共同参画が実践されるよう、生涯にわたり学習を続けられる環境づくりに努めます。

NO.	具体的な取り組み	内容	担当課
1	男女共同参画の視点に立った保育・幼児教育の促進	保育所、幼稚園において、性別にとらわれない保育・幼児教育を行うなど男女共同参画の視点に立った取り組みを促進します。 また、保育所や幼稚園と連携のもと、保護者への男女共同参画関連資料の配布や、講座・講演会等の開催に関する情報提供に努めます。	健康福祉課 学校教育課
2	学校教育における男女共同参画の推進	道徳の授業等を通じて、児童生徒の男女共同参画意識及び人権意識の向上を図ります。 また、学校に対しても男女共同参画に関する情報提供に努め、性別による役割分担にとらわれず、一人ひとりの能力や個性をいかすことができる教育活動を推進します。	学校教育課
3	社会教育における男女共同参画の推進	関係各課と連携のもと、男女共同参画に関する講座や講演会を実施し、広く住民に学習機会を提供することで、意識高揚を図ります。	社会教育課

（４）国際的な視野に立った男女共同参画の推進

日本での男女共同参画の取り組みは、国際社会における取り組みと成果を活かしながら進められてきました。社会のさまざまな分野で国際化が進んでおり、男女共同参画の取り組みは国際的な動きと連動し、影響を受けながら進んでいることから、国際社会の動向について理解を深め、関心を高めていくことが大切です。

そのため、国際的な取り組みの情報収集及び提供とともに、多様な文化や価値観に触れ、国際的な視野に立って男女共同参画を推進していけるような人材の育成に努めます。

NO.	具体的な取り組み	内容	担当課
1	国際的な取り組みの情報収集、提供	国際的な動きや、男女共同参画に関する先進国の取り組み事例などの情報収集、提供に努めます。	地域協働課
2	国際的視野を持った人材の育成	国や県等の国際交流事業等について周知を行うとともに、参加を促進し、国際的視野を持った人材育成に努めます。	地域協働課

基本目標2 男女がともに参画し、支えあう環境づくり

（1）政策・方針決定過程への女性の参画促進

男女共同参画社会の形成のためには、男女が社会のあらゆる分野に対等に参画する機会が確保され、ともに責任を担うことが必要です。

今後は、町政のあらゆる分野で男女共同参画の視点に基づき、審議会等への女性委員登用や女性管理職の登用を推進します。

NO.	具体的な取り組み	内容	担当課
1	各種審議会等への女性委員登用の推進	各種審議会、委員会等における委員の選出方法の見直しや公募の拡大等により、女性委員の登用を推進します。	全課
2	女性管理職の登用の促進	職員研修等を通じて町職員の能力向上を図るとともに、その能力に応じて女性職員の管理職への積極的な登用を推進します。 また、あらゆる機会を捉えて、事業所への啓発に努めます。	総務課 産業振興課

（2）働く場における男女共同参画の促進

「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」などの各種法制度は整備されつつありますが、雇用や就労環境における男女格差など働く場における課題はまだまだ残されています。

町民意識調査においては、女性が職業をもち、働き続けるためには、多様な働き方の見直しや、職場風土の改善など、働きやすい職場づくりとあわせ、女性の再就職支援が多く求められています。

今後、男女がともに対等なパートナーとして能力を発揮し、自らの意志に応じて生き生きと働くことができるよう、事業所等への啓発をはじめ、職員の育児休業・介護休業の取得推進、女性の再就職支援に努めます。

NO.	具体的な取り組み	内容	担当課
1	働きやすい職場環境づくりに向けた啓発	男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など、男女共同参画及び労働に関する啓発や情報提供を行い、働きやすい職場づくりに対する理解・協力を求めています。	地域協働課 産業振興課
2	職員の育児休業・介護休業の取得推進	仕事と家庭の両立を支援するため、町職員の育児休業・介護休業取得を推進するとともに、関連する相談・情報提供を行います。	総務課
3	農業における男女共同参画の促進	女性農業委員を中心に研修会を実施し、女性農業従事者の農業技術や経営能力の向上を支援します。 また、家族経営協定等を周知・活用しながら、農業経営における男女共同参画を促進します。	産業振興課
4	女性の再就職に関する情報及び学習機会の提供	女性の再就職を支援するため、関係機関と連携のもと、女性の再就職に関する講座や研修会等の情報提供を行います。	産業振興課

（3）仕事と家庭・地域生活の両立支援

個人のライフスタイルやニーズに応じた多様な生き方が選択・実現できるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現することは、生活にうるおいや豊かさをもたらすと考えられます。

町民意識調査からも、女性の就労継続への賛成意見が多い中で、それを妨げる理由として、仕事と家庭の両立が大きな課題であることがわかりました。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランス促進に向けた啓発活動や男性の育児参加の促進、育児や介護における公的支援の充実に努めます。

NO.	具体的な取り組み	内容	担当課
1	ワーク・ライフ・バランス促進のための啓発	ワーク・ライフ・バランスの考え方を広く住民に発信し、仕事と生活の両立を図るため、その促進に向けた情報提供や啓発を行います。	地域協働課
2	男性の育児への積極的参加の促進	妊娠期からの父親の育児参加のための啓発として、「パパママ教室」などにより、男性の育児への積極的参加を促進します。	健康福祉課
3	保育サービスの充実	待機児童の解消に努めながら、延長保育や病後児保育など、多様なニーズに応じた保育サービスを実施します。また、子育て支援センターなどの子育て支援事業の充実を図ります。	健康福祉課
4	介護保険事業・高齢者福祉サービスに関する相談体制の充実と介護負担の軽減	地域包括支援センター等の相談体制を充実させ、「高齢者保健福祉計画」に基づく各種サービスの提供を行うことで、介護が必要な家庭の負担軽減を図ります。	健康福祉課

（４）地域における男女共同参画の促進

男女共同参画社会の形成にあたっては、行政だけでなく、住民との協働によって進めていくことが重要です。

これまでの地域活動においては、町民意識調査や団体ヒアリング調査での意見からもうかがえるように、実際に活動しているのは女性が中心であるにもかかわらず、方針決定の場は男性が中心となる傾向が見られました。

今後、これまでのしきたりや慣行にとらわれず、あらゆる地域活動において男女共同参画の視点に立った取り組みを進めていくため、団体等との連携や地域リーダー等への啓発に努めます。

NO.	具体的な取り組み	内容	担当課
1	男女共同参画を推進する団体等との連携・支援	男女共同参画の推進を目的とする住民や団体の活動を支援するとともに、連携を図ります。	地域協働課
2	地域活動や地域リーダーに対する男女共同参画の啓発	区長や民生委員・児童委員など地域活動の中心的存在となる住民に対して、男女共同参画に関する啓発や、講座・講演会の情報提供を行います。	全課
3	防災における男女共同参画の推進	災害時の避難方法や避難所運営などについて、女性の意見を取り入れながら、男女共同参画の視点に立った災害対策を行います。	地域協働課

基本目標3 男女が安心して健やかに暮らせる生活への支援

（1）男女間のあらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス（DV）やストーカーなどの男女間のあらゆる暴力は犯罪であり、全国的にも大きな社会問題となっています。

町民意識調査によると、新宮町においても夫婦間や恋人間に身体的・精神的な暴力被害があることがうかがえ、その対策は重要な位置を占めています。また、DV防止法の前文にDVの被害者について「多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている」とあります。

そのため、暴力行為は深刻な人権侵害であるとの認識のもと、被害の未然防止に取り組むとともに、相談支援や被害の早期発見など、支援体制の充実に努めます。

NO.	具体的な取り組み	内容	担当課
1	暴力等の被害防止に向けた啓発	広報や社会教育の場などさまざまな機会をとらえて、「DV防止法」や「ストーカー規制法」などの関係法令及び相談先の周知・啓発を行い、暴力等の被害防止に努めます。	地域協働課
2	DV等に関する相談支援	配偶者や恋人からの暴力、セクシュアル・ハラスメントなどさまざまな問題に対し、「かすや地区女性ホットライン」などの相談窓口の周知に努めます。	健康福祉課
3	被害者に関する個人情報保護	住民基本台帳の閲覧制限や住民情報が記載された書類の発行制限など、DV被害者の個人情報に関する措置を行い、被害者の保護を図ります。	全課
4	関係機関等との連携による被害者の早期発見	医療機関や保育・教育機関、民生委員児童委員協議会など、配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にある機関等に対し、相談先の周知や、被害者の早期発見及び通報の必要性について理解を深めるための情報提供を行います。	地域協働課 健康福祉課

（2）生涯を通じた男女の健康支援

男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の実現に向けて基本的な条件となります。また、特に女性は、妊娠や出産などにともなう健康上の問題に直面することに留意する必要があります。

今後も、男女がともに生涯にわたって健康に過ごし、お互いの身体的特徴を理解し合い思いやることができるよう、生涯を通じた男女の健康支援とともに、身体や性に関する正しい知識の普及に努めます。

NO.	具体的な取り組み	内容	担当課
1	学校における生命尊重教育、性教育の推進	児童生徒が、生命を尊重する意識や発達段階に応じた性知識を身につけることができるよう、学校における生命尊重教育、性教育を推進します。	学校教育課
2	出産、育児に関する学習会の実施	「マタニティスクール」や「パパママ教室」、「遊びの会」などの学習会を実施し、出産や育児に関する正しい知識の普及と、妊娠・出産期における健康支援を行います。	健康福祉課
3	出産、育児に関する相談支援	赤ちゃん訪問や4か月児健診の機会を活用し、母子の健康や育児、今後の妊娠・出産に関する相談に応じます。	健康福祉課
4	生涯を通じた男女の健康増進	性別や年代で変化する健康課題に対応できるよう、検診（健診）の受診や保健指導を通じて生活習慣病等を予防するとともに、健康教育を実施します。	健康福祉課

（3）すべての人が安心して生活できる支援の充実

ひとり親家庭や高齢者、障がい者などは、自らが置かれている状況に加え、性別によって複合的に困難な状況に置かれる可能性があります。

このような、さまざまな困難な状況に置かれている人々をはじめ、すべての人が安心して暮らせるよう、男女共同参画の視点に立って生活を支援します。

NO.	具体的な取り組み	内容	担当課
1	ひとり親家庭等への支援	ひとり親家庭等に対する医療費の支給など、経済的自立や生活支援を行います。	住民課 健康福祉課
2	高齢者や障がい者等すべての人が安心して暮らせる環境整備	年齢や障がい等に加え性別によって、複合的に困難な状況に置かれることなく、すべての人が安心して暮らせるよう、男女共同参画の視点を持ちながら相談に応じ、各種制度等の情報提供に努め、生活や社会参加を支援します。	健康福祉課

第5章 計画の数値目標

新宮町の現状・課題を踏まえたうえで、男女共同参画社会の実現に向けて以下の目標値を掲げ、その達成に向けて各種施策を推進していくものとします。

＜基本目標1 男女共同参画の意識づくり＞

項目	現状値	目標値
「新宮町男女共同参画推進条例」の認知度	—	50.0% (平成29年度)

＜基本目標2 男女がともに参画し、支えあう環境づくり＞

項目	現状値	目標値
町の審議会等における女性の登用率	20.3% (平成25年度)	30.0% (平成30年度)

＜基本目標3 男女が安心して健やかに暮らせる生活への支援＞

項目	現状値	目標値
DVに関する相談窓口を知っている割合	—	50.0% (平成29年度)

第6章 計画の推進体制

1 推進体制の整備

(1) 庁内推進体制

すべての職員が男女共同参画社会の形成をめざすという共通認識を持ち、その実現に向けて率先して行動できるよう、意識啓発や情報共有に積極的に取り組みます。

また、本計画の取り組み内容は幅広い分野にまたがっているため、関係各課の連携を密にし、庁議で男女共同参画の推進に関する事項について審議を行うことで、本計画の推進に努めます。

(2) 庁外推進体制

新宮町男女共同参画審議会を設置し、計画の実施状況の把握・点検を行うなど、男女共同参画の推進に関する事項について審議を行うことで、本計画の推進を図ります。

2 連携体制の整備

(1) 各種団体等との連携

男女共同参画を推進していくためには、町が直接取り組む施策だけではなく、関係団体・機関、事業所等がそれぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的な取り組みを展開することが必要となります。

そのため、各種団体等と連携・協働のもと男女共同参画の推進に取り組んでいきます。

(2) 国・県等との連携

総合的かつ効果的な男女共同参画の推進を図るため、国や県、近隣自治体等との連携を図ります。

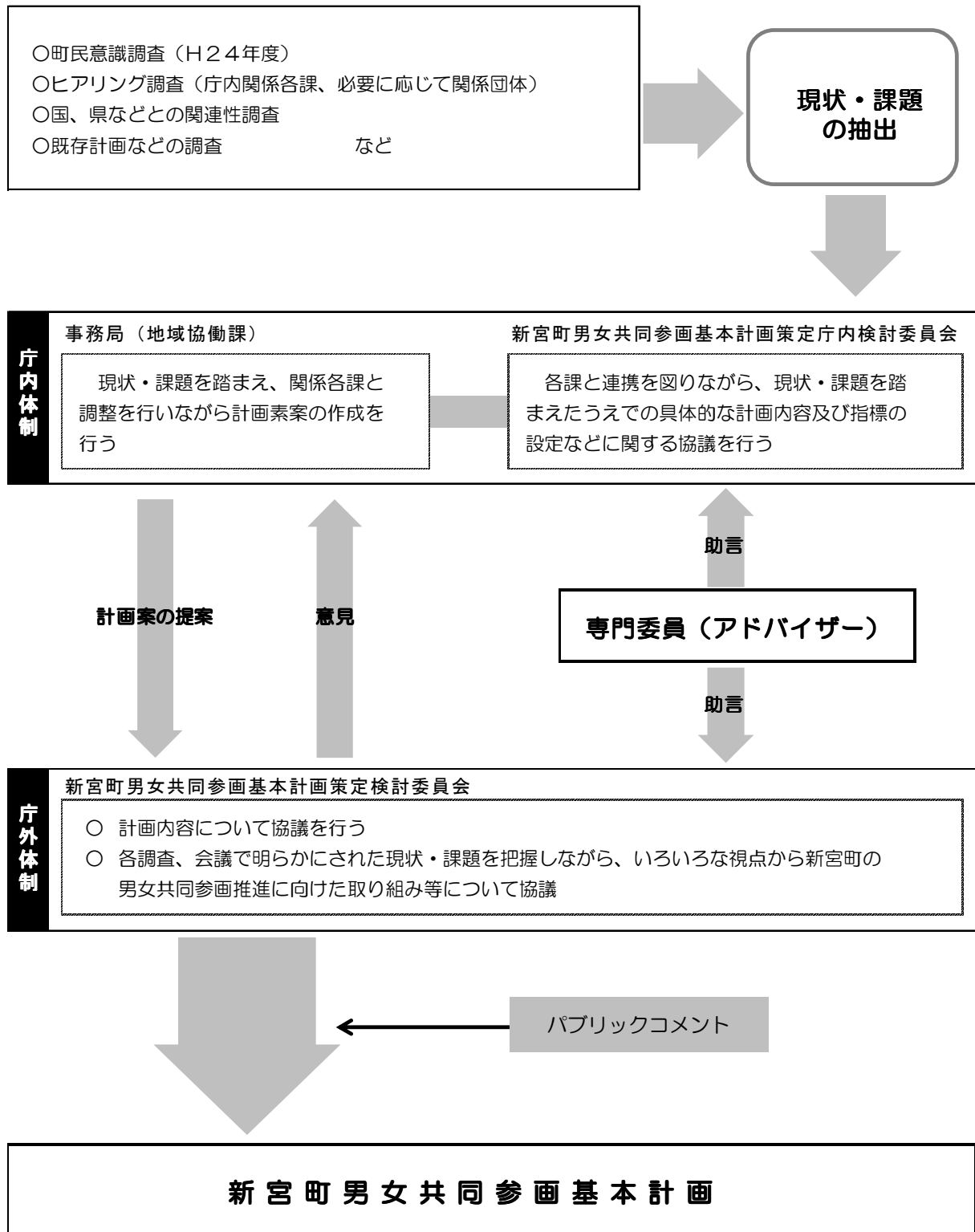
3 計画の進捗管理

本計画を実効性のあるものにするため、計画の進捗状況に関して、達成状況を毎年調査・点検します。

また、計画の最終年度である平成30年度には、社会情勢の変化等を踏まえ必要な見直しを行い、新宮町における男女共同参画のさらなる推進を図ります。

資料編

1 計画策定体制



2 計画策定の経緯

期日		会議等	内容
平成 24 年度	7月11日～ 7月31日	町民意識調査	「新宮町人権に関する町民意識調査」を実施（町民 2,000 人 / 回収率 50.4%）
平成 25 年度	10月11日～ 11月12日	団体ヒアリング 調査	「新宮町男女共同参画基本計画策定にかかるヒアリング調査」を実施（8団体）
	10月15日	第1回 庁内検討委員会	○計画策定の趣旨、策定スケジュール等について ○町民意識調査の結果について ○庁内各課ヒアリング調査の実施について
	10月15日～ 10月25日	庁内各課ヒアリン グ調査	○庁内各課の取り組み・事業について調査を実施
	11月12日	第1回 検討委員会	○会長、副会長の選任 ○計画策定の趣旨、策定スケジュール等について ○町民意識調査の結果について
	11月21日	第2回 庁内検討委員会	○計画素案について
	12月5日	第3回 庁内検討委員会	○計画素案について
	12月19日	第2回 検討委員会	○計画素案について
	1月14日～ 2月13日	パブリックコメン ト	計画の素案について意見を募集 （意見件数1件）
	2月25日	第3回 検討委員会	○パブリックコメントの結果について ○計画案についての承認

3 策定検討委員会設置規程

(1) 新宮町男女共同参画基本計画策定検討委員会規程

平成25年7月12日

新宮町告示第89号

(設置)

第1条 新宮町における男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画社会の形成促進に関する施策についての基本的な計画である新宮町男女共同参画基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、新宮町男女共同参画基本計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について意見及び提言を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他男女共同参画社会の形成促進に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 検討委員会は、10名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、男女共同参画社会の形成促進について理解と熱意のある識見を有する者及び住民のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定までの期間とする。

(会長等)

第5条 検討委員会には、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会議の会務を総括し、検討委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者等の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者等の出席を求め、意見及び説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、地域協働課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

（２）新宮町男女共同参画基本計画策定庁内検討委員会規程

平成２５年７月３１日

新宮町訓令第７号

新宮町教育委員会訓令第４号

（設置）

第１条 新宮町における男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画社会の形成促進に関する施策についての基本的な計画である新宮町男女共同参画基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、新宮町男女共同参画基本計画策定庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条 庁内検討委員会は、計画の策定に関する事項を調査及び研究し、計画の内容を審議する。

（組織）

第３条 庁内検討委員会は、副町長、教育長、総務課長、政策経営課長、健康福祉課長、産業振興課長、学校教育課長、社会教育課長、人権推進室長、子育て支援室長をもって構成する。

（改正（平２５新宮町訓令第７号、新宮町教育委員会訓令第４号））

（任期）

第４条 委員の任期は、計画策定までの期間とする。

（会長等）

第５条 庁内検討委員会に、会長及び副会長各１人を置く。

２ 会長は副町長とし、副会長は会長が委員の中から指名する。

３ 会長は、会議の会務を総括し、庁内検討委員会を代表する。

４ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条 庁内検討委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

２ 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３ 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（関係者等の出席）

第７条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者等の出席を求め、意見及び説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第8条 庁内検討委員会の下に作業部会（以下「部会」という。）を設けることができる。

- 2 部会は、会長が指名する職員をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。
- 5 その他、部会に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(庶務)

第9条 庁内検討委員会及び部会の庶務は、地域協働課において処理する。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、庁内検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

- 2 この訓令は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平25年10月22日 新宮町訓令第9号、新宮町教育委員会訓令5号）

この訓令は、公布の日から施行する。

4 検討委員会委員及び専門委員名簿

■新宮町男女共同参画基本計画策定検討委員会委員名簿

氏名	所属	備考
岩永 桂子	新宮町商工会 女性部長	
皮籠石 治喜	新宮町行政区長会 会長	
富永 由美子	新宮町農業委員会 委員	
豊福 美代	こが・しんぐう翼の会	会長
西川 平吾	福岡人権擁護委員協議会 福岡協議会男女共同参画社会推進部会副会長	副会長
三木 ひとみ	新宮町民生委員児童委員協議会 副会長	
横山 英治	新宮町教育委員会 委員	
米倉 千絵	Shingu 子育てNavi 代表	

(50音順、敬称略)

■専門委員

氏名	所属	備考
倉富 史枝	NPO法人福岡ジェンダー研究所 理事兼研究員	

(敬称略)

■新宮町男女共同参画基本計画策定庁内検討委員会委員名簿

氏名	所属	備考
山崎 浩	副町長	会長
宮川 優子	教育長	副会長
吉村 隆信	総務課長	
森 雅彦	政策経営課長	
三船 徹	健康福祉課長	
笠井 与志則	産業振興課長	
井上 正剛	学校教育課長	
落石 訓	社会教育課長	
竹上 健	人権推進室長	
桐島 光昭	子育て支援室長	

5 新宮町男女共同参画推進条例

平成26年3月24日

新宮町条例第5号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第10条）

第2章 基本的施策等（第11条―第21条）

第3章 男女共同参画審議会（第22条）

第4章 雑則（第23条）

附則

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。わが国では、国際社会における取組と連動しながら、男女平等の実現に向けた法や制度の整備が進められてきました。平成11年には「男女共同参画社会基本法」が制定されて、男女共同参画社会の形成が21世紀の最重要課題と位置づけられています。

しかしながら、性別によって役割を固定的にとらえる考え方が依然として残っており、そのことが、男女の生き方の自由な選択や社会活動への参画の機会を妨げる要因になっています。

少子高齢化の進行や社会経済情勢の変化に対応するためにも、男女が互いにその人権を尊重し、責任も分かち合い、性にかかわらず自らの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要となっています。

このような状況を踏まえ、ここに、新宮町の男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、すべての人が協力し合って、男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進することにより、「男女がともに輝き 支えあうまち 新宮」を実現するために、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、新宮町（以下「町」という。）における男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、町、町民、自治組織、教育に携わる者及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成に関する施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- （1） 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保され、そのことによって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2） 町民 町内に居住、通勤、通学する者又は町内を活動の拠点とする個人をいう。
- （3） 自治組織 町内会、自治会その他の町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された組織をいう。
- （4） 教育に携わる者 町内において、学校教育その他の生涯にわたる教育の分野において教育活動を行う者をいう。
- （5） 事業者等 町内において、事業又は活動を行う法人（個人事業主を含む。）及び団体をいう。

(6) 固定的性別役割分担意識 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別によって役割を固定的に分けようとする意識のことをいう。

(7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(元配偶者を含む。)、恋人等親密な関係にある者から受ける身体的、精神的、性的、経済的若しくは言語的な暴力又は虐待(子どもを巻き込んだ暴力を含む。)をいう。

(8) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により、相手方の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又はその生活環境を害することをいう。

(9) 積極的改善措置 男女共同参画の機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(10) ワーク・ライフ・バランス すべての人が、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等において子育て期、中高年期等の人生の各段階に応じた多様な生き方を選択し、及び実現できることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進しなければならない。

(1) すべての人の個人としての尊厳が重んじられ、性による直接的又は間接的な差別的取扱いを受けることなく、社会のあらゆる分野でその能力を発揮する機会が均等に確保されるなど、すべての人の人権が尊重されること。

(2) 固定的性別役割分担意識を反映した社会制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらがすべての人の社会における活動

の自由な選択に対し影響を及ぼすことのないように配慮すること。

(3) すべての人が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) すべての人が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会のあらゆる分野における活動に平等に参画し、両立できるよう配慮されること。

(5) すべての人は、生涯にわたり対等で安全な環境の下で健康な生活を営み、相互の性について理解を深めるとともに、妊娠、出産等、性と生殖に関して、個人の意思が尊重されること。

(6) 学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、人権教育及び男女平等教育を推進すること。

(7) ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメント等の性による人権侵害は、社会的な構造が背景にあることの認識の下に、根絶させること。

(8) 男女共同参画社会の形成は、国際社会における取組と密接な関係を有しているため、国際的な理解及び協調の下に推進されること。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「推進施策」という。)を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 町は、推進施策を実施するために必要な財政上の措置を講じなければならない。

3 町は、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、町民、自治組織、教育に携わる者及

び事業者等（以下「町民等」という。）と協力して推進施策を実施しなければならない。

- 4 町は、町民等の模範となるよう、率先して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

（町民の責務）

第5条 町民は、基本理念に基づき、男女共同参画について理解を深め、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画社会の形成に努めなければならない。

- 2 町民は、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

（自治組織の責務）

第6条 自治組織は、地域社会における主たる自治の担い手として重要な役割を果たす存在であることを考慮して、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

（教育に携わる者の責務）

第7条 教育に携わる者は、教育が男女共同参画社会の形成に重要な役割を果たすことを考慮して、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育において、男女共同参画の積極的な推進に努めなければならない。

（事業者等の責務）

第8条 事業者等は、その事業活動が男女共同参画社会の形成に重要な役割を果たすことを考慮して、男女共同参画を積極的に推進しなければならない。

- 2 事業者等は、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者等は、雇用の分野において、就労者の

雇用上の均等な機会及び待遇を図るとともに、就業と家庭生活を両立できるよう就労に関する条件及び環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めなければならない。

- 4 事業者等は、その就労者に対して男女共同参画の推進に関する情報を提供するよう努めなければならない。

（人権侵害行為の禁止）

第9条 すべての人は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、性を理由とした差別的行為を行ってはならない。

- 2 すべての人は、ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメント等人権を侵害する行為を行ってはならない。

（情報の表示に関する留意）

第10条 すべての人は、公衆に表示する情報において、固定的性別役割分担意識若しくは性に基づく暴力などの人権侵害を連想させ、又は助長する表現その他の不必要な性的表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 基本的施策等

（基本計画）

第11条 町は、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画に係る基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 町は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ第22条に規定する新宮町男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、広く町民の意見を反映させるための措置を講じるものとする。
- 3 町は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかに公表しなければならない。

(施策への配慮)

第12条 町は、施策を策定し、及び実施するときは、男女共同参画社会の形成の推進に配慮しなければならない。

(町における男女共同参画推進の取組)

第13条 町は、男女共同参画の推進のために、次に掲げる事項に取り組むものとする。

(1) 町長その他の執行機関の附属機関として設置する審議会等の委員を任命、委嘱又は選任するときは、男女の委員の数について、一方の性に偏らないように努めること。

(2) 男女の別なく、職員の能力及び意欲に応じた登用に努めること。

(教育の充実)

第14条 町は、基本理念に基づき、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、人権意識の向上と男女平等を促進する教育の充実に努めなければならない。

(家庭生活との両立支援)

第15条 町は、性別にかかわらずすべての人が、共に家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動と職域、学校及び地域等における活動とを両立して行うことができるよう、情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

2 町は、職員が育児休業、介護休暇等家庭生活を支援する制度を性別にかかわらず活用できる職場環境の整備に努めなければならない。

(自治組織への支援)

第16条 町は、自治組織に対し、当該自治組織における方針決定過程において、男女が共同して参画する機会を確保するため、情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

(事業者等への支援)

第17条 町は、事業者等に対し、男女共同参画に関する様々な情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

(農林水産業及び自営業者への支援)

第18条 町は、農林水産業及び自営の商工業分野において、経営その他方針の立案及び決定の場に男女が対等な構成員として参画する機会を確保するため、情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

(調査研究)

第19条 町は、男女共同参画の推進に関し、必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第20条 町は、男女共同参画の推進に向けて、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(苦情及び相談への対応)

第21条 町が実施する施策で、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策、又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情の申出があった場合は、関係機関と連携して適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 性による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害に関し町民から相談を受けた場合、町は、速やかに関係機関と連携し適切な措置を講じなければならない。

3 町は、前2項に規定する苦情の申出及び相談に関する問題解決を図るため、相談窓口を設置するものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第22条 町における男女共同参画の推進を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67条)第138条の4第3項の規定に基づき、新宮町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置くものとする。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 町長の諮問に応じて、基本計画の策定及び変更に関して調査審議し、意見を述べること。

(2) 基本計画に基づく施策の実施状況について報告を受け、必要に応じて、町長に意見を述べること。

(3) その他男女共同参画の推進に関する重要な事項に関して調査審議し、町長に意見を述べること。

3 審議会は、町長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の3未満であってはならない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

6 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成十一年十二月二十二日法律第六十号

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個

人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に

関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男

女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及

び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされ

る者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(以下略)

7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成二十五年七月三日法律第七十二号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保

護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であつた者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭

和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、

相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者で

あった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メール

を送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四

号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口

頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命

ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その

職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に

委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委

嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保

護(市町村、社会福祉法人その他適当と認め

る者に委託して行う場合を含む。)及びこれ

に伴い必要な事務に要する費用

- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体

に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて

準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成十六年法律第六十四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成十九年法律第百十三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二十五年法律第七十二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

8 用語解説

あ行

◆育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）

平成7年（1995年）6月に「育児休業等に関する法律」の改正法として公布。育児休業と介護休業の制度の設置、子の養育と家族介護を行う労働者に対して事業主が行わなければならない、勤務時間などに関する措置や支援措置について定めている。

か行

◆家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

◆国際婦人年

昭和47（1972）年、第27回国連総会において、性差別撤廃に向けて世界的規模の行動をもって取り組むために、昭和50（1975）年を「国際婦人年」とすることを決議した。

◆固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」というような、性別を理由として役割を固定的にわけること。

さ行

◆ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。

◆女子差別撤廃条約

昭和 54 年（1979 年）に国連で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」のこと。この条約は、女性に対するあらゆる差別の撤廃をめざして、法律や制度だけでなく、各国の慣習、慣行までも対象に含めている。日本では、昭和 55 年（1980 年）に署名を行い、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、学校教育における家庭科男女共修の検討などの条件整備を行った後、昭和 60 年（1985 年）に批准した。

◆ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）

平成 12 年（2000 年）に成立した法律で、ストーカー行為等を処罰するなど必要な規制と、被害者に対する援助等を定めている。平成 25 年（2013 年）の一部法改正により、つきまとい等の違反行為に電子メールの送信が追加された。

◆セクシュアル・ハラスメント

「性的いやがらせ」のことで、性的なうわさを流す、身体への不必要な接触や性的関係の強要など、相手の意志に反して不快や不安な状態に追い込む、性的な性質の言葉や行動などを指す。

た行

◆男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号として、公布、施行された法律。

◆男女雇用機会均等法

昭和 60 年（1985 年）に制定され、その後、差別禁止規定、職場のセクハラ防止やポジティブ・アクションの促進を盛り込む改正法が平成 11 年（1999 年）に施行されている。また、平成 19 年（2007 年）に改正法が施行され、性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策、母性健康管理措置、ポジティブ・アクションの推進等が定められた。

◆DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦、恋人間など、親密な関係にある者同士の間で起こる暴力または虐待。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、罵る、無視するといった精神的暴力、生活費を渡さない、行動を制限するなどの社会的暴力も含まれる。

◆DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

家庭内に潜在していた女性への暴力について、女性の人権擁護と男女平等の実現を図るため、夫やパートナー等からの暴力の防止及び被害者の保護救済を目的とした法律。国際的な流れと被害者の声を受け、議員立法により平成 13 年（2001 年）に制定された。平成 25 年（2013 年）の改正により、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められ、また、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象となった。

は行

◆婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略

「国連婦人の 10 年」の成果の検討、評価を行うとともに、女性の地位向上を妨げている障がいを示し、西暦 2000 年に向けての基本戦略や国内レベルでの具体的措置を示し、今後の各国の行動計画のガイドラインを描いたもの。

◆「北京宣言」及び「行動綱領」

平成 7（1995）年に北京で開催された第 4 回世界女性会議で採択されたもので、「北京宣言」では、女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要なあらゆる措置をとり、男女平等と女性の地位向上及びエンパワーメント（力をつけること）に対するあらゆる障がいを除去することなどを宣言している。また、「行動綱領」は 21 世紀に向けての各国政府の女性政策の指針を示している。12 の重大問題領域があげられ、それぞれについて戦略目標ととるべき行動が提示されている。

わ行

◆ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

第 1 次新宮町男女共同参画基本計画

発行年月◎平成 26 年 3 月

発行◎福岡県 新宮町

〒811-0192 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜 1-1-1

TEL : 092-962-0231(代表) / FAX : 092-962-2078